

議案第26号

佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月19日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成26年佐倉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「(支
給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子
育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する
通知)」を加える。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項第2号の改正
規定は、平成30年4月1日から施行する。